

議員発議案第5号

地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書

高齢化の進行、高度情報通信社会の進展等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、消費者トラブルや消費者被害の内容等も複雑化・多様化している中、消費生活相談体制の整備等、地方消費者行政の充実・強化については、国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政交付金の措置によって一定の前進が図られてきている。

一方で、この交付金措置が平成29年度で一区切りを迎えようとする中、自主財源や人員（行政職員・消費生活相談員）の確保、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置が進まない等の課題を抱えており、今後も引き続き、国と一体となって消費者行政をさらに充実する必要がある。

こうした中、国の地方消費者行政に係る交付金の予算額は、平成28年度補正・29年度当初を合わせて50億円であったのに対し、平成29年度補正・30年度当初では36億円であり、28%の減額となっている。

このことは、地方消費者行政の後退、ひいては国全体の消費者行政の後退につながり、高齢者や若年者をはじめとする消費者の安全・安心な消費生活に多大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、地方消費者行政の安定的な充実・強化を図るため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 平成30年度の地方消費者行政に係る交付金が減額となった影響を把握するとともに、当初予算で確保できなかった交付金額を補正予算で措置すること。
- 2 平成31年度以降の地方消費者行政に係る交付金について、少なくとも平成29年度までの水準で確保すること。
- 3 地方公共団体が行う消費者相談情報のPIO-NETへの登録や、悪質業者に対する行政処分等は、国の消費者行政施策につながっていることを踏まえ、地方公共団体の消費者行政に係る事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 財 総 内 内 (議 議 閣 務 務 閣 府 消 費 者 及 び	院 院 総 務 官 府 特 命 及 び	議 議 理 大 大 房 担 当 大 臣)	長 長 臣 臣 官 官 大 臣)	大 伊 安 麻 野 菅 福	島 達 倍 生 田 井	理 忠 晋 太 聖 義	森 一 三 郎 子 偉 照	殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿
--------------------------------------	--	--	---	---	---------------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------	---------------------------------